

(証券コード 9849)
2022年6月7日

株 主 各 位

東京都台東区北上野一丁目9番12号
株式会社 共同紙販ホールディングス
代表取締役社長 郡 司 勝 美

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染防止にむけて、株主の皆様の安全を最優先に考え、本株主総会へのご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットにより、後述のご案内に従って2022年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル3階 ベルサール八重洲「Room 4」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第71期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第71期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

次頁「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<https://www.kyodopaper.com>)に掲載させていただきます。

株主総会での株主様へのお土産のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種普及により徐々に回復の兆しが見られましたが、新たな変異株の感染再拡大やロシア・ウクライナ情勢の深刻化を受け、資源価格高騰や資材不足の影響等、経済活動が大きく抑制されて極めて厳しい環境が続きました。

国内紙流通業界におきましても、イベント関連やチラシ等の印刷用紙需要が、依然としてコロナ禍前の水準には至らず、デジタル媒体へのシフトが加速して一層厳しさを増しております。製紙メーカー各社は、原燃料価格の高騰や物流コストの上昇を吸収すべく当第4四半期において大幅な価格修正を実施しており、紙流通業界も、販売価格への転嫁を急速に推し進めているところであります。

このような状況下で当社グループは、コロナ感染症の予防を徹底しながら効率的な販売活動を展開するとともに、物流事業においても外部顧客を取り込み、グループ全体で連携して収益改善に取り組んでまいりました。また、板紙分野の取り扱いを拡充し全国展開を図ることを目的として、2022年1月1日付でわかば紙商事株式会社の全株式を取得して連結子会社化し、販売品目の多角化を積極的に推進しているところであります。

当期の売上高は、情報用紙の販売がデジタル化進展に伴う帳票類の需要減等の影響で販売重量・金額ともに前年を下回りましたが、新規連結子会社の当第4四半期（2022年1月～3月）の販売実績を織り込んだことにより増収となりました。利益面では、営業利益と経常利益はほぼ前年並みでした。親会社株主に帰属する当期純利益については、減損処理による投資有価証券評価損を特別損失として計上したものの、新規連結子会社の取得に伴う負ののれん発生益を特別利益に計上したことにより、増益となりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高14,085百万円（前期比6.5%増）、営業利益4百万円（前期比9.6%増）、経常利益13百万円（前期比18.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益171百万円（前期比336.2%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

- ① 洋紙卸売事業
売上高は14,016百万円（前期比6.9%増）、セグメント利益（営業利益）は240百万円（前期比5.7%減）となりました。
- ② 不動産賃貸事業
売上高は85百万円（前期比29.5%減）、セグメント利益（営業利益）は30百万円（前期比24.3%減）となりました。
- ③ 物流事業
売上高は289百万円（前期比3.9%増）、セグメント利益（営業利益）は34百万円（前期比31.3%増）となりました。

当社グループの商品売上高を品目別にみますと、印刷用紙につきましては、重量では61,724トン、売上高は8,649百万円、情報用紙につきましては、重量では24,552トン、売上高は4,427百万円、その他につきましては、売上高は1,009百万円となりました。

当社グループの商品別の販売重量、売上高

（単位：重量トン、金額千円）

期 別 品 目		前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		比較増減
			構 成 比		構 成 比	
印 刷 用 紙	重 量	58,437	69.2%	61,724	71.5%	5.6%
	金 額	8,227,675	62.2	8,649,499	65.2	5.1
情 報 用 紙	重 量	25,951	30.8	24,552	28.5	△5.4
	金 額	4,684,428	35.4	4,427,118	33.4	△5.5
そ の 他	金 額	312,803	2.4	1,009,144	7.2	222.6
合 計	重 量	84,388	100.0	86,276	100.0	2.2
	金 額	13,224,906	100.0	14,085,761	100.0	6.5

- (注) 1. 前連結会計年度の「その他」は、不動産賃貸、保管、加工、配送等による収入額を記載しております。
2. 当連結会計年度の「その他」は、(注) 1. 記載部門の収入額257,940千円のほか、2022年1月1日付で連結子会社となったわかば紙商事株式会社の2022年1月1日から3月31日までの売上高751,204千円を含んでおります。

(2) **対処すべき課題**

長期化する新型コロナウイルス感染拡大も2年を経過し、社会・経済活動との共存を目指して徐々に感染対策や諸制限の緩和に向かうものと期待されますが、ウクライナ情勢深刻化の影響により、原燃料価格の高騰や不安定な為替動向等、引き続き厳しい経済環境が続くものと予想されます。

国内紙流通業界を取巻く環境は、電子媒体へのシフトが更に加速することが想定され、紙需要の減少基調は一層厳しさが増していくと思われまます。

当社グループは、仕入れコストの大幅な上昇に対して、引き続き販売価格への適切な価格転嫁を丁寧に推し進めるとともに、需要に対する安定供給の実現に注力してまいります。加えて板紙や産業用紙分野の全国展開を早期に実現し、感染症終息後のマーケットに迅速に対応できる販売体制を整えてまいります。物流事業におきましても、外部顧客需要を取り込み、グループ全体で連携をして企業価値向上に邁進いたします。

また、SDGsへの取り組みの一環として、特に環境問題への対応を重点課題ととらえ、森林認証紙であるP B商品の取り扱いを更に強化し、積極的な販売活動を通じて環境問題に貢献してまいります。

(3) **資金調達の状況**

該当事項はありません。

(4) **設備投資の状況**

該当事項はありません。

(5) 財産および損益の状況

区 分 \ 決算期	第68期 (2018.4~2019.3)	第69期 (2019.4~2020.3)	第70期 (2020.4~2021.3)	第71期 (2021.4~2022.3) (当連結会計年度)
売上高 (千円)	15,465,298	15,748,604	13,224,906	14,085,761
経常利益 (千円)	135,005	177,947	16,976	13,761
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	160,348	103,368	39,372	171,726
1株当たり当期純利益 (円)	241.78	157.87	58.80	256.47
総資産 (千円)	9,413,359	8,806,711	8,451,793	9,691,914
純資産 (千円)	3,447,692	3,487,483	3,497,019	3,691,464

- (注) 1. 2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第68期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) **重要な親会社および子会社の状況** (2022年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
関東流通株式会社	100,000千円	100%	紙の保管・加工・配送
わかば紙商事株式会社	92,500千円	100%	紙類及び加工品等の販売
ファイビストオフィス株式会社	500千円	20%	洋紙卸売

(注) ファイビストオフィス株式会社の持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。

③ 持分法適用会社

会社名	資本金	当社の議決権	主要な事業内容
株式会社未来戦略研究所	3,000千円	33.3%	調査研究

(7) **主要な事業内容** (2022年3月31日現在)

当社グループは、洋紙及び板紙の販売を主たる業務としております。

当社及びわかば紙商事株式会社が洋紙及び板紙を顧客へ販売しており、関東流通株式会社が当社を含む顧客商品の保管・加工・配送を行っております。

また、当社はファイビストオフィス株式会社を通じて特殊紙等を仕入れております。

(8) **主要な事業所** (2022年3月31日現在)

当 社	本社：東京都台東区
	支店：北関東（埼玉県深谷市）、大阪（大阪府東大阪市）、名古屋（愛知県名古屋市）、福岡（福岡県福岡市）、仙台（宮城県仙台市）、鹿児島（鹿児島県鹿児島市）
関東流通株式会社（子会社）	本社：埼玉県戸田市
わかば紙商事株式会社（子会社）	本社：東京都江東区

(9) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
洋紙卸売事業	130名	12名増
不動産賃貸事業	0	－
物流事業	15	1名増
全社（共通）	15	2名増
合計	160	15名増

- (注) 1. 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業員数であります。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて増加しましたのは、主に2022年1月1日付でわかば紙商事株式会社を連結子会社化したためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
128名	2名減	48.7歳	22.7年

- (注) 使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業員数であります。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(12) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(13) **他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

当社は、2022年1月1日付で、わかば紙商事株式会社の全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

(14) **吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

(15) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|------------|-------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 2,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 669,577株 |
| | (自己株式65,767株を除く。) |
| ③ 株主数 | 1,879名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日 本 製 紙 株 式 会 社	126	18.89
日 本 紙 通 商 株 式 会 社	78	11.70
日 本 紙 パ ル プ 商 事 株 式 会 社	71	10.69
国 際 紙 パ ル プ 商 事 株 式 会 社	44	6.59
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	18	2.72
巢 鴨 信 用 金 庫	18	2.69
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	13	1.97
郡 司 光 太	10	1.58
新 生 紙 パ ル プ 商 事 株 式 会 社	10	1.57
郡 司 勝 美	8	1.23

- (注) 1. 当社は、自己株式を65,767株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	郡 司 勝 美	関東流通(株)代表取締役社長
取締役	金 谷 吉 之 助	専務執行役員全店営業統括
取締役	坂 本 浩 紀	常務執行役員経営企画本部長兼総務企画部長
取締役	木 村 純 也	常務執行役員管理本部長兼監査室長
取締役	市 川 裕 三	常務執行役員本店洋紙本部長
取締役 (監査等委員)	川 又 肇	
取締役 (監査等委員)	川 島 英 明	弁護士 (川島法律事務所代表)
取締役 (監査等委員)	木 村 尚 二	日本紙通商(株)常務取締役新聞出版用紙本部長、仕入物流本部・卸商本部・直需本部・札幌支社担当
取締役 (監査等委員)	斉 藤 賢 司	日本製紙(株)営業企画本部営業企画部長兼バイオマスマテリアル事業推進本部事業転換推進室主席調査役

- (注) 1. 2021年6月29日開催の第70回定時株主総会において、斉藤賢司氏は新たに取締役 (監査等委員) に選任され就任いたしました。
2. 取締役(監査等委員)川又 肇氏、川島英明氏、木村尚二氏および斉藤賢司氏は社外取締役であります。なお、当社は取締役(監査等委員)川又 肇氏および川島英明氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 社外取締役 川又 肇氏、川島英明氏、木村尚二氏および斉藤賢司氏と当社の取引関係はありません。
4. 当社は、監査等委員会の監査が実効的かつ円滑に執行されるために監査室がその業務の補助を行い、コンプライアンス全般を担当する経営企画本部と連携して監査等委員会の職務を十分補完しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が定める額であります。

③ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していたものを含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象取締役が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く）	86,754	76,800	－	9,954	5
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	8,400 (8,400)	8,400 (8,400)	－ (－)	－ (－)	5 (5)
合計 （うち社外取締役）	95,154 (8,400)	85,200 (8,400)	－ (－)	9,954 (－)	10 (5)

- (注) 1. 上表には、2021年6月29日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員) 1名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員）は、全員社外取締役であり、他に社外取締役はおりません。
3. 譲渡制限付株式報酬は、2019年8月1日付で対象取締役5名に交付された29,865千円（6,600株）のうち、当事業年度分として費用計上された金額を記載しております。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

- a. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第65回定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役（監査等委員を除く。）の員数は5名であります。
- また、2018年6月28日開催の第67回定時株主総会において取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入をご承認いただき、上記報酬限度額の範囲内で年額30,000千円以内、株式数の上限を7,000株、譲渡制限期間を3年間とすることにつき決議をいただいております。本制度は、対象取締役に対し企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役の報酬と株式価値とを連動させ、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。
- なお、当該株主総会終結時点の本制度対象取締役の員数は5名であります。

- b. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第65回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役（監査等委員）の員数は4名であります。

ハ. 取締役の個人別報酬等の決定方針に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）と、短期業績連動報酬である賞与（金銭報酬）および中長期的な企業価値向上へのインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬の3つで構成されております。

報酬総額は、株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内で、役位・連結業績・株式の市場価格等を勘案して算定された原案を、代表取締役と独立社外取締役2名で構成される指名・報酬諮問委員会で検証・審議のうえ、毎年株主総会後に行われる取締役会において決定します。

取締役（監査等委員）報酬は、その職務に鑑み固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）のみとし、株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内で、監査等委員会の協議により決定します。

取締役の個人別報酬等の内容にかかる決定方針は以下のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

月例の固定報酬とし、役位および担当職務に基づき取締役会で決定します。

b. 業績連動報酬に関する方針

取締役（監査等委員を除く。）に対し、事業年度ごとの連結業績等を踏まえ、計画達成度合いに応じて算出した賞与原案を、指名・報酬諮問委員会でその妥当性につき検証・審議のうえ、取締役会で決定します。

c. 非金銭報酬に関する方針

取締役（監査等委員を除く。）が中長期的な業績向上と企業価値増大に貢献する意欲を一層高めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。連結業績および中期計画等を勘案して株主総会で決議された限度額と上限株数の範囲内で交付総額の原案を策定し、取締役会で決定します。個人別の割当については、役位および在任期間、業績貢献度合い等を総合的に評価し、指名・報酬諮問委員会において検証・審議のうえ決定します。

二. 取締役の個人別報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）の個人別報酬額は、取締役会の決議に基づき代表取締役社長 郡司勝美がその具体的内容の決定につき委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の金銭報酬（基本報酬および賞与）の額と評価配分とします。委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役の担当領域に対する職責を評価するには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。なお、委任された決定事項は、その妥当性につき指名・報酬諮問委員会において検証されており、個人別報酬等の決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）川又 肇氏は、他の法人等との兼職はありません。
- ・取締役（監査等委員）川島英明氏は、川島法律事務所の代表を兼務しております。なお、当社と川島法律事務所との間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）木村尚二氏は、当社の主要株主である日本紙通商株式会社の取締役を兼務しております。なお、当社は日本紙通商株式会社との間に商品仕入等の取引関係があります。
- ・取締役（監査等委員）斉藤賢司氏は、当社の主要株主である日本製紙株式会社の従業員を兼務しております。なお、当社は日本製紙株式会社の持分法適用関連会社であり、同社製品を販売代理店を通して購入しております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	川 又 肇	<p>当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席し、監査等委員会7回のうち7回に出席いたしました。</p> <p>紙業界において長年にわたり管理・監査部門の要職を歴任され、その豊富な知識と経験をもとに、経営全般に対する監査・監督的視点から積極的に意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会委員長として内部統制システムに関する助言・指導を行うなど監査・監督機能を主導するほか、指名・報酬諮問委員として客観的・中立的立場で取締役報酬の妥当性につき検証を行っております。</p>
取締役 (監査等委員)	川 島 英 明	<p>当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席し、監査等委員会7回のうち7回に出席いたしました。</p> <p>弁護士として企業法務に精通しており、その高度な専門知識・経験をもとに、主にコンプライアンスの視点から積極的に意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員として客観的・中立的立場で取締役報酬の妥当性につき検証を行っております。</p>
取締役 (監査等委員)	木 村 尚 二	<p>当事業年度開催の取締役会12回のうち10回に出席し、監査等委員会7回のうち7回に出席いたしました。</p> <p>紙業界において営業部門の要職を歴任されており、その豊富な知識と業務執行経験をもとに、経営全般に対する監査・監督的視点から積極的に意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、内部監査に関する助言を行うなど、適宜必要な発言を行っております。</p>
取締役 (監査等委員)	斉 藤 賢 司	<p>就任後開催の取締役会9回のうち7回に出席し、監査等委員会5回のうち5回に出席いたしました。</p> <p>紙業界において営業管理部門の要職を歴任されており、その豊富な知識と経験をもとに、経営管理・企画の観点から積極的に意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、営業管理に関する助言を行うなど適宜必要な発言を行っております。</p>

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 永和監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,500千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額は区分できず、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり取締役会で決議し取り組んでおります。

- ① 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保する体制
 - a. 取締役会は、コンプライアンス体制にかかる行動規範を制定し、取締役および使用人が法令・定款、社会規範を遵守した行動をとるとともに、社内へその内容を周知徹底しております。
 - b. 監査室は、「内部監査規程」に基づく内部監査を実施し、会社の業務が法令・定款および社内規程に則して適正かつ妥当に実施されているかについて調査・検証し、その結果を社長および監査等委員会に報告しております。
 - c. 経営企画本部は、「ヘルプライン規則」に基づき、法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止および早期発見のための通報・相談窓口となり、その内容を社長および監査等委員会に報告しております。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - a. 経営企画本部は、「文書管理規程」に基づき、次に定める文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに保存しております。
株主総会議事録、取締役会議事録、その他経営に関する会議議事録、取締役を最終決裁者とする起案書および契約書、その他文書管理規程に定める文書類
 - b. 前項に定める文書は、保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとしております。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 「リスク管理基本規程」および「危機管理細則」を定め、リスク管理体制を構築しております。
 - b. 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、外部アドバイザー等と連携して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えております。

- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役会を毎月開催するほか、取締役会を補完する機関として経営戦略会議を毎週開催し、営業状況の実務的な検討や職務執行に関する報告等、経営環境変化への対応と迅速な意思決定ができる体制をとっております。
 - b. 「取締役会規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」において、各職位に分掌する職務権限とその行使手続きを明確に定め、職務執行の効率化を図っております。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- a. 「共同紙販ホールディングス行動規範」をグループ会社も共有し、法令・定款、社会規範を遵守した行動をとっております。
 - b. 当社は、グループ会社から定期的に業務報告を受け、必要に応じて適切なサポートを行い、グループ全体の経営効率化を推進しております。
 - c. 監査室は、グループ会社の内部監査を実施し、その結果を社長および監査等委員会に報告しております。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、当該取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査等委員会の監査が実効的かつ円滑に執行されるために監査室がその業務の補助を行い、監査等委員会の職務を補完しております。
 - b. 監査等委員会の補助を行う使用人について、その人事異動・懲戒処分等は、監査等委員会の事前の同意を得なければならないものとしております。
- ⑦ 監査等委員会への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、必要に応じて取締役会以外の重要な会議に出席できるものとしております。
 - b. 取締役および使用人は、法令等の違反行為等、当社または当社グループに対し損害を及ぼす恐れのある事実について、監査等委員会に対して速やかに報告するものとしております。
 - c. 監査等委員会は、その職務執行上報告を受ける必要があると判断した事項について、取締役および使用人に報告を求めることができるものとしております。

- d. 当社は、監査等委員会への報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止しております。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、必要に応じて監査等委員以外の取締役および使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、社長、会計監査人とそれぞれ適宜に意見交換を行っております。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および排除に向けた体制
- a. 「共同紙販ホールディングス行動規範」において、反社会的勢力および団体との関係拒絶について明記し、断固とした姿勢で臨むことを基本方針としております。
- b. 反社会的勢力からの不当要求に対する窓口を総務企画部と定め、情報収集や他企業との情報交換に努めております。また、有事に備えて、「反社会的勢力排除に向けた取組」および「反社会的勢力対応マニュアル」を整備するとともに、警察、顧問弁護士との連携を強化しております。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

運用状況につきましては、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、各部署において適切な運営に努めており、監査等委員会と監査室が緊密な連携を取ることによって、十分なモニタリングに努めております。また、週1回開催される経営戦略会議において継続的に経営上のリスクを検討し、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様のご期待に応えるため、経営基盤の強化と収益力の向上に努めてまいります。利益配分につきましては、業績状況を勘案した上で可能な限り安定した配当を維持していく方針であります。

当社の剰余金の配当は期末配当の年1回を基本としております。また、会社法第459条第1項および同第460条第1項に基づき、「剰余金の配当等については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める」旨を定款に規定しております。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき50円とさせていただきます。

なお、期末配当金は2022年6月30日からお支払いいたします。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,789,969	流 動 負 債	5,576,042
現金及び預金	781,812	支払手形及び買掛金	5,266,085
受取手形及び売掛金	3,416,346	電子記録債務	179,150
電子記録債権	789,952	賞与引当金	15,325
商 品	1,246,282	そ の 他	115,480
未 収 入 金	488,363	固 定 負 債	424,407
そ の 他	68,781	退職給付に係る負債	307,198
貸倒引当金	△1,570	繰延税金負債	58,216
固 定 資 産	2,901,945	そ の 他	58,992
有 形 固 定 資 産	1,797,050	負 債 合 計	6,000,450
建物及び構築物	780,800	純 資 産 の 部	
機械装置及び運搬具	49,068	株 主 資 本	3,726,919
土 地	956,795	資 本 金	100,000
そ の 他	10,385	資 本 剰 余 金	3,063,526
無 形 固 定 資 産	317,089	利 益 剰 余 金	802,150
の れ ん	239,142	自 己 株 式	△238,756
ソ フ ト ウ エ ア	77,946	その他の包括利益累計額	△36,230
投資その他の資産	787,806	その他有価証券評価差額金	△36,230
投資有価証券	374,966	非 支 配 株 主 持 分	775
出 資 金	221,261	純 資 産 合 計	3,691,464
繰延税金資産	114,140	負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,691,914
そ の 他	77,438		
資 産 合 計	9,691,914		

連結損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	14,085,761
売上原価	12,341,076
売上総利益	1,744,684
販売費及び一般管理費	1,739,747
営業利益	4,937
営業外収益	122,165
受取利息	2
受取配当金	18,289
設備貸料	7,998
助成金収入	87,065
その他	8,809
営業外費用	113,340
有形売却損失	5,601
持分法による投資損失	60
休業手当	105,380
その他	2,297
経常利益	13,761
特別利益	246,465
負のれん発生益	246,465
特別損失	68,745
投資有価証券評価損	58,537
減損損失	10,208
税金等調整前当期純利益	191,481
法人税、住民税及び事業税	24,288
法人税等調整額	△4,537
法人税等合計	19,751
当期純利益	171,730
非支配株主に帰属する当期純利益	3
親会社株主に帰属する当期純利益	171,726

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,381,052	782,473	663,901	△238,756	3,588,671
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△33,478		△33,478
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			171,726		171,726
減 資	△2,281,052	2,281,052			-
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	△2,281,052	2,281,052	138,248	-	138,248
当 期 末 残 高	100,000	3,063,526	802,150	△238,756	3,726,919

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	△92,423	△92,423	772	3,497,019
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△33,478
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				171,726
減 資				-
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	56,193	56,193	3	56,196
当 期 変 動 額 合 計	56,193	56,193	3	194,444
当 期 末 残 高	△36,230	△36,230	775	3,691,464

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|--------------|--|
| (1) 連結子会社の数 | 3社 |
| (2) 連結子会社の名称 | 関東流通株式会社
ファイビストオフィス株式会社
わかば紙商事株式会社 |

当連結会計年度において、わかば紙商事株式会社の株式を取得したため、新たに連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 持分法適用関連会社の数 | 1社 |
| (2) 持分法適用関連会社の名称 | 株式会社未来戦略研究所 |

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 商品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、親会社の建物（附属設備を除く）は定額法）を採用しております。2017年4月1日以後に取得した附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6～49年

機械装置及び運搬具 4～12年

その他 3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社および一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法および償却期間

のれんは20年間の定額法により償却しております。

(6) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(7) 重要な収益および費用の計上基準

当社グループは、紙および紙加工品等の商品の販売を主な事業としております。これら商品の販売については、原則として顧客が商品を受領した時点において当該商品に対する支配が顧客に移転し履行业務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。また、商品の販売に対する取引の対価は、商品の引き渡し後、概ね3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

従来、請求未出荷契約において、支配が顧客に移転する前に収益を認識しておりましたが、支配が顧客に移転した時点で収益を認識する方法に変更いたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19号及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳に関する事項等の注記を行っております。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

1. 仕入値引の未収入金

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

未収入金 140,114千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

仕入値引は、販売実績や仕入実績に応じて仕入先から値引額を受領しておりますが、入金日は翌連結会計年度になるため、当連結会計年度に発生していると認められる金額については未収入金を計上しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

仕入値引は、市況価格や仕入先の動向が仕入値引の金額決定に影響を与えるため、当該情報に関する数量や単価に基づいて仕入値引を見積計上しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

仕入値引は、市況価格や仕入先の動向、市場環境の変化の影響を受けるほか、感染症等の予測困難な事象の発生に影響を受けるおそれがあるなど不確実性を伴うため、未収入金が回収できない場合は翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 114,140千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニング等により、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

- ② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
課税所得の見積りや事業計画に基づいております。当社グループの主要取引先である印刷業等におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、業績に先行不透明な状況が続いており、当社グループの事業活動にも影響を及ぼしております。会計上の見積りを行う上では、新型コロナウイルス感染症について、今後の広がり方や収束時期を正確に測定、予測することは困難なため、認められる事象、傾向が緩やかに回復すると仮定し、課税所得の見積りの基礎となる事業計画に当該影響を織り込み、将来課税所得の見積りを行っております。
- ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
課税所得が生じる時期及び金額は、当社グループの主要取引先である印刷業を取り巻く外部環境、新型コロナウイルス感染症の今後の拡大状況や収束時期、将来の不確実な経済状況の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,396,011千円 |
| (2) 受取手形裏書譲渡高 | 98,484千円 |
| (3) 手形債権流動化による譲渡高 | 1,154,059千円 |
| (4) 手形債権流動化による受取手形譲渡代金
未収入金 | 342,619千円 |

V. 連結損益計算書に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

- (1) 減損損失を認識した資産グループの概要及び減損損失の金額

用途	種類	場所	金額
遊休資産	土地	宮城県岩沼市	5,400千円
遊休資産	土地	栃木県那須郡那須町	4,650千円
遊休資産	土地	千葉県茂原市	158千円
合計			10,208千円

- (2) 減損損失を認識するに至った経緯

長期にわたり遊休状態であり将来の用途も未定であった上記3物件につき、現地調査を実施した結果、当該物件の現況や近隣の取引実態等を考慮すると今後も相当期間売却が見込めず回収可能性が認められないと判断し、その帳簿価額的全額を減損損失として計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

事業用資産については、管理会計上の区分を基礎としてグルーピングしております。また、賃貸用資産及び遊休資産については個々の物件ごとにグルーピングを行い、本社等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

(4) 回収可能価額の算定方法

遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により算定しておりますが、物件の現況や整地・処分費用等も考慮した結果、回収可能価額はゼロとして評価しております。

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	735,344		－		－	735,344

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	65,767		－		－	65,767

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月7日 取締役会	普通株式	33,478	50.00	2021年3月31日	2021年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

- ・取締役会決議日 2022年5月10日
- ・配当金の総額 33,478千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 50.00円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月30日

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針
当社グループは、主に洋紙の卸売事業を行うための資金計画等に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金は銀行借入および手形債権流動化により調達しております。
- (2) 金融商品の内容およびそのリスク
営業債権である受取手形及び売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。
営業債務である支払手形及び買掛金及び電子記録債務はほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に必要な資金調達を目的としたものであり、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係る管理体制
 - ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表額により表わされています。
 - ② 市場リスク（金利の変動リスク）の管理
借入金のうち一部は短期プライムレートに連動しており、たえず、金利動向を把握し、残高を管理しております。
 - ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社グループは、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券	365,814	365,814	—
資産計	365,814	365,814	—

現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、未収入金、支払手形及び買掛金、電子記録債務は、短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

市場価格のない株式等

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	8,400
出資金	221,261

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	365,814	—	—	365,814
合計	365,814	—	—	365,814

(2) 金融負債及び時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

Ⅷ. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、賃貸用のマンション（土地を含む）を有しております。

2022年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は4,951千円（賃貸収入は売上に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産時価等に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
10,208	438,722	448,930	448,930

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

当該物件の時価は、不動産鑑定士による鑑定評価額に基づいております。

Ⅸ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、顧客との契約から生じる収益を売上高として表示しており、収益を分解した情報は以下のとおりであります。なお、地域別の収益は国内のみであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			計
	洋紙卸売事業	不動産賃貸事業	物流事業	
売上高				
顧客との契約から生じる収益	14,008,053	－	70,121	14,078,174
その他の収益	－	7,587	－	7,587
外部顧客への売上高	14,008,053	7,587	70,121	14,085,761

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (7)重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約残高の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度（期首） （2021年4月1日）	当連結会計年度（期末） （2022年3月31日）
顧客との契約から生じた債権		
受取手形及び売掛金	2,617,652	3,416,346
その他の収益	525,188	789,952

(注) 1. 当連結会計年度において連結子会社が増加したことにより、受取手形及び売掛金が769,065千円、電子記録債権が299,107千円、それぞれ増加しております。

2. 契約負債はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

X. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 5,511円97銭
 (2) 1株当たり当期純利益 256円47銭

XI. 企業結合等に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2022年1月1日付で、わかば紙商事株式会社（東京都江東区）の全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	わかば紙商事株式会社
事業の内容	紙類及び加工品等の販売

(2) 企業結合を行った理由

わかば紙商事は、当社主力の印刷用紙や情報用紙以外に板紙を主力取扱商品として、首都圏を中心に物流機能を外部に委託して販売活動を行っている中堅の卸売業者であります。当社グループは、本件株式の取得により、堅調である板紙分野の取り扱いを拡充して全国展開を図るとともに、物流子会社の機能を最大限活かした効率的な物流体制を共有し、販売品目の多角化と物流コストの削減を見込んでおります。

(3) 企業結合日

2022年1月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

株式	325,000千円
----	-----------

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	4,000千円
-----------	---------

4. 発生したのれんの金額

負ののれん	246,465千円
-------	-----------

XII. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2022年2月17日開催の取締役会において、2022年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社であるわかば紙商事株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。この契約に基づき、当社は2022年4月1日付で同社を吸収合併しております。

1. 合併の目的

当社は、板紙分野の取り扱いを拡充し全国展開を図るとともに、販売品目の多角化と物流コストの削減を目的として、2022年1月1日付で、わかば紙商事株式会社の全株式を取得し完全子会社化いたしました。更なる事業連携強化と統合効果の最大化を図るため、同社を吸収合併することといたしました。

2. 合併の要旨

(1) 合併の日程

取締役会決議日	2022年2月17日
合併契約締結日	2022年2月17日
合併効力発生日	2022年4月1日

(注) 本合併は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、わかば紙商事においては会社法第784条第1項に定める略式合併であり、いずれも株主総会の承認を得ることなく実施いたしました。

(2) 合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式であり、わかば紙商事は解散いたしました。

(3) 合併に係る割当ての内容

本合併による株式その他財産の割当てはありません。

(4) 合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

3. 合併の状況

本合併による、当社の名称、所在地、代表者、事業内容、資本金及び決算期の変更はありません。

4. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,445,821	流 動 負 債	4,723,573
現金及び預金	559,470	買掛金	4,321,242
受取手形	376,426	電子記録債務	135,604
売掛金	2,273,071	関係会社短期借入金	153,000
電子記録債権	490,844	未払金	21,859
商 品	1,052,458	未払費用	61,630
関係会社短期貸付金	135,000	前受金	674
前払費用	33,759	預り金	9,297
未収入金	491,610	賞与引当金	3,729
その他	34,750	その他	16,534
貸倒引当金	△1,570	固 定 負 債	314,390
固 定 資 産	2,959,042	退職給付引当金	263,197
有 形 固 定 資 産	1,335,766	預り保証金	5,200
建物	576,385	資産除去債務	9,546
構築物	2,123	リース債務	36,446
機械及び装置	16,555	負 債 合 計	5,037,964
車両及び運搬具	29,555	純 資 産 の 部	
器具及び備品	9,969	株 主 資 本	3,402,654
土地	701,175	資 本 金	100,000
無 形 固 定 資 産	317,002	資 本 剰 余 金	3,063,526
のれん	239,142	その他資本剰余金	3,063,526
ソフトウェア	77,859	利 益 剰 余 金	477,885
投資その他の資産	1,306,273	利益準備金	42,464
投資有価証券	361,524	その他利益剰余金	435,420
関係会社株式	553,332	繰越利益剰余金	435,420
関係会社長期貸付金	217,121	自 己 株 式	△238,756
出資金	1,800	評価・換算差額等	△35,755
繰延税金資産	102,381	その他有価証券評価差額金	△35,755
その他	70,114	純 資 産 合 計	3,366,899
資 産 合 計	8,404,864	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,404,864

損益計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	13,350,610
売 上 原 価	11,705,783
売 上 総 利 益	1,644,826
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,676,696
営 業 損 失	31,869
営 業 外 収 益	129,772
受 取 利 息 及 び 配 当 金	32,621
設 備 賃 貸 料	7,998
助 成 金 収 入	81,487
そ の 他	7,665
営 業 外 費 用	109,003
支 払 利 息	2,256
手 形 売 却 損	5,601
休 業 手 当	98,960
そ の 他	2,184
経 常 損 失	11,100
特 別 損 失	68,745
投 資 有 価 証 券 評 価 損	58,537
減 損 損 失	10,208
税 引 前 当 期 純 損 失	79,845
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	9,115
法 人 税 等 調 整 額	△4,448
法 人 税 等 合 計	4,667
当 期 純 損 失	84,513

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	2,381,052	782,473	782,473	39,116	556,760	595,877	△238,756	3,520,646	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△33,478	△33,478		△33,478	
当 期 純 損 失					△84,513	△84,513		△84,513	
減 資	△2,281,052	2,281,052	2,281,052					-	
利益準備金の積立				3,347	△3,347	-		-	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	△2,281,052	2,281,052	2,281,052	3,347	△121,340	△117,992	-	△117,992	
当 期 末 残 高	100,000	3,063,526	3,063,526	42,464	435,420	477,885	△238,756	3,402,654	

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△92,423	△92,423	3,428,222
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△33,478
当 期 純 損 失			△84,513
減 資			-
利益準備金の積立			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	56,668	56,668	56,668
当 期 変 動 額 合 計	56,668	56,668	△61,323
当 期 末 残 高	△35,755	△35,755	3,366,899

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（附属設備を除く）は定額法）を採用しております。2017年4月1日以後に取得した附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～49年

構築物 10～20年

機械及び装置 12年

器具及び備品 3～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

また、のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

- (5) **記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。**
- (6) **重要な収益および費用の計上基準**

当社は、紙および紙加工品等の商品の販売を主な事業としております。これら商品の販売については、原則として顧客が商品を受領した時点において当該商品に対する支配が顧客に移転し履行業務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。また、商品の販売に対する取引の対価は、商品の引き渡し後、概ね3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

従来、請求未出荷契約において、支配が顧客に移転する前に収益を認識しておりましたが、支配が顧客に移転した時点で収益を認識する方法に変更いたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19号及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類への影響はありません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

1. 仕入値引の未収入金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
未収入金 140,114円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結計算書類「注記事項（重要な会計上の見積り）(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 102,381千円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結計算書類「注記事項（重要な会計上の見積り）(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

- | | | |
|-----|----------------------------|-------------|
| (1) | 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,248,245千円 |
| (2) | 関係会社に対する短期金銭債権 | 199,213千円 |
| (3) | 関係会社に対する長期金銭債権 | 217,121千円 |
| (4) | 関係会社に対する短期金銭債務 | 295,252千円 |
| (5) | 受取手形裏書譲渡高 | 98,484千円 |
| (6) | 手形債権流動化による譲渡高 | 1,154,059千円 |
| (7) | 手形債権流動化による受取手形譲渡代金
未収入金 | 342,619千円 |

Ⅴ. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引高	
売上高	86,174千円
仕入高	825,104千円
その他の営業取引高	191,399千円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	65,767株	－株	－株	65,767株
合計	65,767	－	－	65,767

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	723千円
賞与引当金	1,289千円
退職給付引当金	91,040千円
土地有税評価減	12,158千円
子会社株式評価減	88,994千円
投資有価証券評価減	20,248千円
繰越欠損金	11,574千円
その他有価証券評価差額金	12,367千円
その他	26,818千円
繰延税金資産小計	265,215千円
評価性引当額	△161,579千円
繰延税金資産合計	103,636千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△1,254千円
繰延税金負債合計	△1,254千円
繰延税金資産の純額	102,381千円

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 当社の親会社および主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金(千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
法人主要 株主	日本紙通商(株)	東京都 千代田区	1,000,000	卸売業	(被所有) 直接 11.7		商品の仕入	洋紙等の購入	4,228,008	買掛金	1,716,030
							株式の購入	子会社株式の 購入	325,000	関係会社 株式	325,000
	日本紙パルプ 商事(株)	東京都 中央区	16,648,920	卸売業	(被所有) 直接 10.7		商品の仕入	洋紙等の購入	1,190,309	買掛金	398,770

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

①仕入価格の決定は、市場価格および同業競合価格等を勘案し、折衝の上、調整しております。

②子会社株式の取得価額は、公平性・妥当性を確保するため第三者算定機関による株式価値の算定結果を勘案し、相手先との交渉を経て決定しております。

(2) 当社の子会社および関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金(千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ファイビスト オフィス(株)	東京都 台東区	500	卸売業	(所有) 直接 20.0	商品の仕入	資金の貸付	-	関係会 社長 貸付金	217,121
							洋紙等の購入	838,463	買掛金	115,674
							利息の受取	3,225	-	-
	関東流通(株)	埼玉県 戸田市	100,000	倉庫業	(所有) 直接 100.0	資金の借入 役員の兼任	資金の借入	-	関係会 社短 借入金	153,000
							利息の支払	2,256	-	-
	わかば 紙商事(株)	東京都 江東区	92,500	卸売業	(所有) 直接 100.0	商品の 売上・仕入	資金の貸付	135,000	関係会 社長 貸付金	135,000
洋紙等の販売							7,822	売掛金	8,918	
洋紙等の購入							340	買掛金	333	
利息の受取							231	-	-	
関連会社	(株)未来戦略研 究所	東京都 千代田区	3,000	調査研究	(所有) 直接 33.3	役員の兼任	-	-	-	

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

仕入価格の決定は、市場価格および同業競合価格等を勘案し、折衝の上、決定しております。

貸付金および借入金の金利は、市場金利の動向を勘案し、折衝の上、決定しております。

IX. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）第80-26項の定めに従って注記を省略しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(6)重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報は、収益認識会計基準第80-26項の定めに従って注記を省略しております。

X. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 5,028円40銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 126円22銭 |

XI. 企業結合等に関する注記

連結注記表の「XI. 企業結合等に関する注記」と同一であるため、当該項目をご参照ください。

XII. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「XII. 重要な後発事象に関する注記」と同一であるため、当該項目をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社共同紙販ホールディングス
取締役会 御中

永和監査法人
東京都中央区
指定社員 公認会計士 伊藤 嘉基
業務執行社員
指定社員 公認会計士 佐藤 弘章
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社共同紙販ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社共同紙販ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年4月1日に連結子会社であるわかば紙商事株式会社を吸収合併した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社共同紙販ホールディングス
取締役会 御中

永和監査法人
東京都中央区
指定社員 公認会計士 伊藤 嘉基
業務執行社員
指定社員 公認会計士 佐藤 弘章
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社共同紙販ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年4月1日に連結子会社であるわかば紙商事株式会社を吸収合併した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

株式会社共同紙販ホールディングス 監査等委員会

監査等委員 川 又 肇 ㊟

監査等委員 川 島 英 明 ㊟

監査等委員 木 村 尚 二 ㊟

監査等委員 斉 藤 賢 司 ㊟

(注) 監査等委員川又 肇、川島英明、木村尚二及び斉藤賢司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	郡 司 勝 美 (1954年1月8日生) 【再任】	1983年4月 河内屋紙(株)（現(株)共同紙販ホールディングス）入社 1994年7月 当社常務取締役管理本部長兼総合企画室長兼経理部長兼財務部長 2001年6月 当社専務取締役管理本部長兼総合企画室長兼財務部長兼電算室長 2003年6月 当社取締役副社長兼管理本部長 2006年6月 当社代表取締役社長（現任） 2008年10月 関東流通(株)（当社子会社）代表取締役社長（現任）	8,291株
	取締役候補者とした理由		
	郡司勝美氏は、2006年6月に当社代表取締役社長就任以来、幾多の企業合併の指揮を執り、最高経営責任者として意思決定や業務執行の監督の両面で十分な役割を果たしています。経営環境が大きく変化する中で、成長戦略をさらに強力に推し進めていくことを期待し、引き続き取締役候補者とするものです。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	かな や よし の すけ 金谷吉之助 (1954年7月7日生) 【再任】	1977年4月 (株)芳賀洋紙店(現(株)共同紙販ホールディングス)入社 2007年6月 はが紙販(株)(現(株)共同紙販ホールディングス)洋紙営業本部長 2010年6月 当社取締役執行役員洋紙本部長 2016年4月 当社取締役常務執行役員西日本営業統括兼大阪支店長 2018年4月 当社取締役常務執行役員西日本営業管掌兼大阪支店長 2020年4月 当社取締役専務執行役員全店営業統括(現任)	1,470株
取締役候補者とした理由			
金谷吉之助氏は、当社入社以来、印刷・情報用紙営業部門の要職を歴任し、現在、全店営業統括として営業部門を中心に業務全般を熟知するとともに、全国の営業組織強化と監督に尽力していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者とするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	さか もと こう き 坂本浩紀 (1954年9月24日生) 【再任】	1998年7月 河内屋紙(株)(現(株)共同紙販ホールディングス)入社 2006年6月 当社取締役営業本部長代理兼営業推進部長 2007年6月 関東流通(株)(当社子会社)代表取締役社長 2010年4月 当社執行役員内部統制室長 2011年6月 当社常勤監査役 2016年6月 当社取締役常務執行役員社長室長 2018年4月 当社取締役常務執行役員経営企画本部長兼総務企画部長(現任)	3,132株
取締役候補者とした理由			
坂本浩紀氏は、当社入社以来、営業、物流、企画、監査等の要職を歴任し、広範かつ豊富な業務経験および実績を踏まえ、現在、経営企画本部長として、経営体制の整備とESG経営の推進に尽力していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者とするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	木村純也 <small>きむら すみや</small> (1963年9月30日生) 【再任】	1987年 3月 河内屋紙(株) (現(株)共同紙販ホールディングス) 入社	2,631株
		2008年 4月 当社取締役管理企画本部長代理兼人事部長	
		2010年 6月 当社取締役常務執行役員管理本部長 2016年 6月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼監査室長 (現任)	
取締役候補者とした理由			
木村純也氏は、当社入社以来、管理部門を中心に要職を歴任し、豊富な業務経験と知見を有しています。現在、管理本部長として、財務・会計を中心にコーポレート・ガバナンス体制の整備・強化に尽力していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者とするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	市川裕三 <small>いちかわ ゆうぞう</small> (1963年12月6日生) 【再任】	1988年 4月 (株)芳賀洋紙店 (現(株)共同紙販ホールディングス) 入社	537株
		2010年 4月 当社洋紙本部洋紙二部長	
		2012年 4月 当社大阪支店第二営業部長 2015年 4月 当社執行役員福岡支店長 2017年 4月 当社執行役員本店洋紙本部長 2018年 6月 当社取締役執行役員本店洋紙本部長 2020年 4月 当社取締役常務執行役員本店洋紙本部長 (現任)	
取締役候補者とした理由			
市川裕三氏は、当社入社以来、洋紙営業部門の要職を歴任し、現在、本店洋紙本部長として主に印刷用紙営業部門の販売基盤強化と拡大に尽力しております。これまでの豊富な業務経験および実績を踏まえ、当社取締役として適任と判断し、引き続き取締役候補者とするものです。			

- (注) 1. 当社は、取締役候補者郡司勝美氏が代表取締役社長を務めております関東流通(株)との間に営業取引関係があります。
2. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者の所有する当社の株式数には、共同紙販役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の13頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	川又肇 (1953年3月26日生) 【再任】	1975年4月 日本紙パルプ商事(株)入社 2003年12月 同社管理本部企画部長 2005年7月 同社内部監査室長 2012年4月 東京産業洋紙(株)入社 2012年6月 同社取締役総務部長 2015年6月 当社社外取締役 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	一株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要			
川又 肇氏は、紙業界において長年にわたり管理・監査部門の要職を歴任し、その豊富な経験と幅広い見識をもとに監査等委員会委員長を務め、透明性の高いガバナンス体制構築に向けて積極的に意見を述べております。これらの点を考慮し、引き続き当社の経営への助言と監督を行っていただくべく、監査等委員である社外取締役候補者とするものです。なお、選任後も指名・報酬諮問委員会の委員を委嘱する予定であり、客観的・中立的な観点から、指名・報酬に関する適切な関与・提言等を期待しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	川島英明 (1953年2月5日生) 【再任】	1984年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属） （現任） 1991年6月 川島法律事務所開設 2006年6月 当社社外取締役 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	一株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要			
川島英明氏は、弁護士として企業法務に精通しており、その高度な専門知識・経験等をもとに、主にコンプライアンスの観点から、当社の経営全般に対する適切な監督・助言をいただいております。引き続き当社取締役会に対する監督機能強化の役割に期待し、監査等委員である社外取締役候補者とするものです。なお、選任後も指名・報酬諮問委員会の委員を委嘱する予定であり、客観的・中立的な観点から、指名・報酬に関する適切な関与・提言等を期待しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	さいとう けんじ 齊藤 賢司 (1968年4月16日生) 【再任】	1992年4月 十條製紙(株) (現日本製紙(株)) 入社 2016年6月 日本製紙(株)営業統括本部営業企画部主席調査役 2019年4月 同社印刷用紙営業本部印刷用紙管理部長 2021年6月 同社営業企画本部営業企画部長兼バイオマスマテリアル事業推進本部事業転換推進室主席調査役 (現任) 2021年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	一株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要			
齊藤賢司氏は、日本製紙(株)において、営業管理部門の要職を歴任しており、その豊富な知識・経験を活かして、主に営業管理・企画の観点から取締役の職務執行に対する監督・助言をいただいております。引き続き当社取締役会に対する監督機能強化の役割に期待し、監査等委員である社外取締役候補者とするものです。なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	※ おな や たけし 女屋 健 (1966年12月31日生) 【新任】	1989年4月 サンミック通商(株) (現日本紙通商(株)) 入社 2012年6月 日本紙通商(株)経営企画本部経営企画部長 2018年6月 同社経営管理本部副本部長兼経営企画部長 2021年6月 同社参与経営管理本部副本部長兼経営企画部長 (現任)	一株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要			
女屋 健氏は、日本紙通商(株)において、経営企画部門の要職を歴任しており、その豊富な経験や知見を有しております。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、今後、主に経営管理・企画の観点から取締役の職務執行に対する監督・助言をいただくことにより、当社が期待する監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者とするものです。			

- (注) 1. ※は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 川又 肇氏、川島英明氏、斉藤賢司氏および女屋 健氏は、社外取締役候補者であります。
4. 女屋 健氏は当社の特定関係事業者（主要な取引先）である日本紙通商㈱の業務執行者であります。
5. 川又 肇氏、川島英明氏および斉藤賢司氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります
が、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって、川又 肇氏は7年、川島英明氏は16
年、斉藤賢司氏は1年となります。
6. 当社と川又 肇氏、川島英明氏および斉藤賢司氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定
に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が再任された場
合は、同契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が定める額で
あります。
7. 女屋 健氏が選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害
賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が
定める額であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結して
おり、当該保険契約の概要は、事業報告の13頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認さ
れますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
9. 当社は、川又 肇氏および川島英明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出てお
り、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

(会 場) 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル3階
ベルサール八重洲 「Room 4」
電話 (03) 3548-3770



会場において、新型コロナウイルスの感染予防のための措置を講じさせていただきますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

(交 通) 「日本橋駅」 A7出口 直結
(東西線・銀座線・浅草線)
「東京駅」 八重洲北口徒歩8分
(J R線)

